

「飲酒運転車両の同乗・車両提供者」の行政処分

飲酒運転は、点数制度上、

酒酔い運転が**35点**

0.25mg以上の酒気帯び運転が**25点**

0.15以上0.25mg未満の酒気帯び運転が**13点**です。

※ **35点**だと前歴**0回**の人でも**取消・欠格期間3年**に、**25点**だと前歴**0回**の人でも**取消・欠格期間2年**に、**13点**だと前歴**0回**の人でも**90日間**の停止に相当します。

すると、**飲酒運転の車両に同乗した人**はどうなるの？

「飲酒運転の車両に同乗した人」の行政処分も、通常、**飲酒運転した人と同等の処分(取消し処分や停止処分)**になるよ。

軽い気持ちで飲酒運転車両に乗った人の中には、「飲酒運転の人だけでなく、**私まで運転免許が取消や停止**になるとは知りませんでした」という人がいます。知らないではすまされないよ。



では、**飲酒運転者に車両を提供した人**はどうなるの？

「飲酒運転者に車両を貸した人」の行政処分も、通常、**飲酒運転した人と同等の処分(取消し処分や停止処分)**になるよ。

飲酒運転者に車両を貸した人の中には、飲酒運転した人と一緒に酒を飲んで、自らの車両を運転してもらった人もいますよ。



飲酒運転する人に軽い気持ちで**車両を貸したり、運転を依頼したり**、その**車両に同乗したり**すると**重たい行政処分**となります。**依頼したいせず、求められても、誘われても明確に断りましょう。**